

# 富山県海岸漂着物対策推進協議会について

## 1 富山県海岸漂着物対策推進協議会の趣旨

- ① 海岸漂着物処理推進法(第15条)により、県の地域計画策定についての協議や海岸漂着物対策(回収・処理、発生抑制等)についての連絡調整を行うために設立(22年3月)
- ② 海岸漂着物対策の具体的な内容や関係者の役割分担・協力体制等について、関係者による連絡調整や情報交換を実施

## 2 これまでの協議会の開催状況

- (1) 第1回協議会(平成22年3月8日)【部会の設立、地域計画策定に向けたスケジュール】
  - ① 富山県海岸漂着物対策推進協議会の設立、座長の選出
  - ② 海岸漂着物対策を推進するための計画策定に向けたスケジュール(案)
  - ③ 海岸漂着物等の概況調査計画(案)の作成及び現地調査
- (2) 第2回協議会(平成22年6月7日)【地域計画の策定に向けた検討①】
  - ① 海岸漂着物等の状況の調査結果
  - ② 海岸漂着物等の回収・処理の状況
  - ③ 富山県海岸漂着物対策推進地域計画(骨子案)
- (3) 第3回協議会(平成23年3月1日)【地域計画の策定に向けた検討②】
  - ① 富山県海岸漂着物対策推進地域計画(案)
  - ② 富山県海岸漂着物対策推進地域計画(案)に対する意見募集(報告)



### 富山県海岸漂着物対策推進地域計画の策定(平成23年3月)

- (4) 第4回協議会(平成24年2月5日)【回収・処理の状況、海岸漂着物調査】
  - ① 富山県海岸漂着物対策推進計画
  - ② 海岸漂着物回収・処理事業の状況
  - ③ 海岸漂着物に係る調査
  - ④ 海岸漂着物対策に係る普及啓発
  - ⑤ 今後の海岸漂着物対策
- (5) 第5回協議会(平成25年2月14日)  
【回収・処理及び海岸漂着物調査結果、普及啓発及び部会の設置】
  - ① 海岸漂着物の回収・処理事業の実施状況
  - ② 海岸漂着物に係る調査結果
  - ③ 海岸漂着物対策に係る普及啓発
  - ④ 今後の海岸漂着物対策⇒ 小矢部川流域部会の設置について了承
- (6) 第6回協議会(平成26年2月21日)
  - ① 海岸漂着物の状況と対策について
  - ② 小矢部川流域における海岸漂着物の発生抑制に向けた取組みについて
  - ③ 今後の海岸漂着物対策について
- (7) 第7回協議会(平成27年2月12日)
  - ① 海岸漂着物の状況及び回収・処理について
  - ② 海岸漂着物の発生抑制に向けた取組みについて
  - ③ 今後の海岸漂着物対策について
- (8) 第8回協議会(平成27年7月31日)
  - ① 海岸漂着物の現状と対策について
  - ② 富山県海岸漂着物対策推進地域計画の改定について

# 富山県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 富山県における海岸漂着物対策を円滑に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)第15条第1項の規定により、「富山県海岸漂着物対策推進協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定による地域計画の作成又は変更に関し協議すること。
- (2) 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他海岸漂着物対策の推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる海岸漂着物対策に関し専門的な知識を有する者、並びに別表第2に掲げる関係行政機関、地方公共団体、住民及び民間の団体の推薦する者又は同表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 協議会に座長を置き、協議会構成員の互選によってこれを選出する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会は、知事が招集し、座長が議長となり、会議を進行する。

2 知事は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (部会)

第5条 協議会に、特定の事項を協議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、協議会構成員及び当該部会の協議において必要と認められる者のうちから知事が依頼した者並びに座長で構成する。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、富山県において処理する。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年2月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年2月14日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

## 別表第 1

公立大学法人富山県立大学	教授 楠井 隆史
公益財団法人環日本海環境協力センタ	専務理事 熊谷 和哉

## 別表第 2

関係行政機関	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所
	国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所
	国土交通省北陸地方整備局伏木富山港湾事務所
	環境省中部地方環境事務所
地方公共団体	富山市環境部環境政策課長
	富山市環境部環境センター管理課長
	高岡市市民生活部環境サービス課長
	魚津市民生部環境安全課長
	氷見市市民部環境・交通防犯課長
	滑川市産業民生部生活環境課長
	黒部市市民生活部市民環境課長
	砺波市福祉市民部生活環境課長
	小矢部市民生部生活環境課長
	南砺市市長政策室エコビレッジ推進課長
	射水市市民環境部環境課長
	舟橋村生活環境課長
	上市町町民課長
	立山町住民課長
	入善町住民環境課長
朝日町住民・子ども課長	
住民及び民間の団体	富山県自治会連合会
	富山県漁業協同組合連合会
	公益財団法人とやま環境財団
	富山県環境保健衛生連合会
	富山県商工会議所連合会
	富山県商工会連合会
	富山県農業協同組合中央会
	富山県土地改良事業団体連合会
	富山県消費者協会
	富山県婦人会
	富山県 P T A 連合会
富山県（事務局）	富山県生活環境文化部環境政策課長
	富山県生活環境文化部環境保全課長
	富山県農林水産部水産漁港課長
	富山県土木部河川課長
	富山県土木部港湾課長